

# 西蒲民商ニュース

2020年10月12日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

## コロナ禍乗り越えて

## 商売を継続、発展させよう！

巻地区のAさん（自転車販売・修理業、創業50年）は、スーパーやホームセンターの進出に加えて、コロナ禍で売上が激減して困っていました。カラオケ仲間Bさん（研磨）の紹介で民商に相談し、持続化給付金ができました。

Aさんは「コロナで困っていたが、民商に相談してよかった、民商は親切、丁寧でありがたかった」と入会を検討中です。

### 【消費税増税一年、消費税5%減税を】

○経済対策として、緊急に消費税を5%に引き下げることを。

○税金は、大企業や大金持に応分の負担をしてもらい、株式譲渡課税等の見直しなどを行うこと。

○年金引き下げ、国保・高齢者医療費値上げ、受診抑制など社会保障制度の改悪はやめること。



### 【家賃支援給付金制度】

○支援対象業者

5月～12月の売上高一ヶ月50%減、連続3カ月で前年同期比30%減

○給付額

個人賃料（37・5万）の2/3の6倍  
法人 賃料（75万）の2/3の6倍  
個人最大3百万円 法人最大6百万円  
○用意するもの

宣誓書、家賃等の賃貸契約書 申請日が契約期間に入っているもの。

家賃などの支払証明書（三か月分の家賃支払通帳写しや振込明細書）、領収書  
本人確認書類（免許証など）

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類

### 【持続化給付金手続き】

#### 1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

#### 2、事前に用意しておくと便利

○2019年度分確定申告書の控え

法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの（収支内訳書等）

確定申告の收受印のない人は、税務署で

納税証明書その2（所得金額用）

○昨年の売上と今年の売上減少月（50%減）の比較が必要です。売上帳簿のひな形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物

### 令和2年分確定申告改正点

○基礎控除額 38万円←48万円

○青色申告特別控除

65万円←55万円

65万円を受けるためには電子申告又は電子帳簿保存が必要。

○定額給付金（10万円）は非課税

○持続化給付金（百万円、二百万円）は雑収入となります。消費税は不課税

